

【書類名】 意見書
【あて先】 特許庁審査官 大森 健司 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願2009-14125

【商標登録出願人】

【識別番号】 508275744

【氏名又は名称】 谷藤 和文

【代理人】

【識別番号】 100142217

【弁理士】

【氏名又は名称】 小笠原 宜紀

【発送番号】 151334

【意見の内容】

1. 拒絶理由の概要

審査官殿は、平成21年8月14日付の拒絶理由通知書において、「この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と同一又は類似であって、その商標に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）に使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。」旨を指摘されました。

<引用商標> 登録第4300583号

これに対しまして、本件出願人は、本意見書と同日付で手続補正書を提出し、以下の通り意見を述べます。

2. 本願商標が登録されるべき理由

(1) 本願商標は、「四国玉三郎」を左横書きした構成であり、本意見書と同日付の手続補正書により、「第29類 四国・吉野川水系の水で飼育された鶏の卵」を指定商品として登録出願されているものであります。

これに対しまして、上記登録第4300583号商標（以下「引用商標」といいます。）は「たま三郎」を左から横書きした構成であります。

上記の構成に照らし、本願商標と引用商標とは一見して区別できるものでありますから、両者が外観において非類似の商標であることは疑いありません。

(2) 次に、本願商標及び引用商標の観念について比較します。

本願商標「四国玉三郎」の構成は、「玉」を中心として左右に「四国」及び「三郎」なる2文字の漢字がバランス良く配されており、かつ、「四国三郎」が広辞苑（第五版、1158頁）にも記載されているように四国・吉野川の別名であることから、四国・吉野川水系の観念を生じます。

吉野川は、一級水系の本流の紀の川の別名でもありますように、日本各地に同名の川が多数ありますので（例えば、北海道北見市常呂町字吉野を流れる常呂川水系の河川や青森県三戸郡三戸町大字貝守を流れる馬淵川水系の河川など）、四万十川と並ぶ清流でもある四国・吉野川は、それら同名の河川と区別する意味で、特に徳島のメディアでは、愛着や敬意をもって「四国三郎」や「四国三郎吉野川」と称呼することが多いのです。このようなことから、四国三郎が四国・吉野川を意味することは、日本国内において広く知れ渡っています。

これに対しまして、引用商標「たま三郎」は、敢えて連想するとすれば、歌舞伎俳優の板東玉三郎氏を観念することができます。

したがって、本願商標と引用商標とは全く違う観念を生ずるものでありまして、両者が観念上の混同を生ずる余地はないものと考えております。

(3) 最後に、本願商標及び引用商標の称呼について比較します。

本願商標「四国玉三郎」は、上記の通り、非常に強く、四国・吉野川水系の観念を生じますので、「四国」と「玉三郎」とに分離されずに一体として認識され、使用されます。このように、本願商標「四国玉三郎」は、不可分一体のものとして認識されるものでありますので、「シコクタマサブロウ」と一連の称呼のみを生じます。

また、本願商標は、平成6年頃から四国4県に渡り、四国・吉野川水系の水で飼育された鶏の卵に使用されています。その結果、少なくとも徳島県では、商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されています。このことから、本願商標「四国玉三郎」は、「シコクタマサブロウ」と一連の称呼のみを生じます。

他方、引用商標は、「タマサブロウ」の称呼が生じます。

したがって、本願商標と引用商標とが称呼上の混同を生ずる余地はないも

のと考えております。

3. 結論

以上のように、本願商標は、外観、観念、称呼のいずれにおいても引用商標とは混同を生じるおそれのない非類似の商標であるものと考えます。したがって、審査官殿におかれましては、かかる事情をご考慮の上、本件出願の審査を行って頂きたいをお願いをする次第です。

以上